国立歷史民俗博物館研究報告編集委員会規程

平成29年9月26日 歴 博 規 第 8 6 号

(設置)

(組織)

第1条 国立歴史民俗博物館に、研究報告編集委員会(以下「委員会」という。)を置く。 (任務)

第2条 委員会は、『国立歴史民俗博物館研究報告』(以下「研究報告」という)に掲載する論文等の 審査及び編集に当たるとともに、これに関する事項について審議する。

- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - 一 館長が指名する研究教育職員4名
 - 二 館長が委嘱する学識経験者4名

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選による。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長代行として、その職務を行う。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間 とする。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(論文等の審査)

- 第7条 委員会は、投稿された論文等について、審査を行う。
- 2 審査は、掲載の可否、修正範囲及び掲載区分等とする。
- 3 審査に当たって、査読を実施する。

(委員以外の出席)

- 第8条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ意見を求めることができる。 (査読者の依頼)
- 第9条 委員会は、論文等の査読に当たり、査読を委員以外の者に依頼することができる。 (審議結果の報告)
- 第10条 委員長は、審議結果について、研究推進センター長に報告する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、管理部研究協力課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、論文等の審査及び編集に関し必要な事項は、研究推進センターが別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年9月26日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、この規程が施行された時点で委員である者の任期は平成30年3月 31日までとする。